

2018年

# 兵庫県歯科衛生士会 災害時行動指針



公益社団法人

兵庫県歯科衛生士会

〒650-0003

神戸市中央区山本通5丁目7-18

兵庫県歯科医師会館内

TEL・FAX 078-341-6471

E-mail [hdha@silver.ocn.ne.jp](mailto:hdha@silver.ocn.ne.jp)

# はじめに

私たち兵庫県歯科衛生士会は、1995年(平成7年)1月17日の阪神・淡路大震災において、被災地としての歯科保健活動を経験しました。また、全国各地で起こった自然災害において、歯科支援活動に関わってきました。これらの経験から、様々な災害(震災・水害・原発事故・竜巻など)に対して、支援を受ける立場と、支援する立場における兵庫県歯科衛生士会の行動指針を作成しました。

この指針は、南海トラフ巨大地震や、予期せぬ自然災害を想定し、職能団体の一員として対応するための「災害時行動指針」です。

災害支援活動は、被災地での支援活動だけではなく、後方支援も含めて職能団体の一員として、どのような支援ができるかを考える機会にしていきたいと思います。また、歯科衛生士一人一人が地域で行っている様々な活動が、不測の事態に対応する力となるよう、常に備えておきましょう。

平成 30 年 4 月 1 日

兵庫県歯科衛生士会

## 歯科衛生士としての基本姿勢

### ◇ 基本的な心構え ◇

- ①被災地では様々な環境下での支援活動となることから、自分自身の健康管理には十分に注意しましょう。
- ②歯科保健活動を押し付けることなく、被災者への支援を第一に考え、謙虚な気持ちで支援しましょう。
- ③被災者に寄り添い、被災者の話や思いに耳を傾けましょう。
- ④歯科衛生士として、また一人の支援者として自分の役割を認識し、周囲との協調性を持って連携体制のもとに活動をしましょう。
- ⑤他の支援者、支援機関と情報を共有し、相互理解を深めるとともに、自分で判断する力や主体性を持って行動し、基本に基づいた柔軟な対応に心がけましょう。
- ⑥常に落ち着いた態度で対応し、どのような場面においても記録を取ることを心がけましょう。

### ◇ 留意点 ◇

- ①プライバシーへの配慮と、個人情報の取り扱いには十分に注意しましょう。
- ②保健、医療、福祉・介護等の関係者や行政及び関係機関等と連携して活動しましょう。
- ③自分たちの活動を他の支援者、支援機関に報告し、情報を伝えると同時に、他の支援者、支援機関からも歯科への要望を聞き活動の輪を広げましょう。
- ④被災地は刻一刻と状況が変わっていることから、その状況に応じた活動を行うよう心がけましょう。
- ⑤歯科以外の活動内容でも、被災地の状況を見極め、関係機関と連携し出来ることから始めましょう。何が必要か、自ら気づき対応していくことも大切です。
- ⑥避難所や仮設住宅等を巡回する場合は、必ず、代表者等に身分を明らかにした上で、支援活動を行うようにしましょう。服装や腕章などで分かりやすくしておきましょう。
- ⑦被災者が、歯科衛生士としての支援活動以外のことを要求された場合などは必ず記録して、的確に代表者等に伝えましょう。

## 目次

### ・・・平時・・・

|   |                            |   |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 平時の心構えと役割.....             | 1 |
| 2 | 大規模災害時の安全行動（会員の行動フロー）..... | 2 |
| 3 | 会員連絡方法の整備.....             | 3 |
| 4 | 災害時の連絡マイページ.....           | 4 |

### ・・・災害発生（県内）・・・

|   |                          |    |
|---|--------------------------|----|
| 5 | 大規模災害が発生　　《各機関対応図》.....  | 5  |
| 6 | 災害時における歯科衛生士会の体制と流れ..... | 7  |
| 7 | 災害時の指示系統と各種報告様式.....     | 9  |
| 8 | 大規模災害における受援体制.....       | 10 |

### ・・・災害発生（県外）・・・

|    |                      |    |
|----|----------------------|----|
| 9  | 県外での大規模災害への支援体制..... | 11 |
| 10 | 被災地における歯科支援活動.....   | 12 |

### ・・・過去の大規模災害・・・

|    |                         |    |
|----|-------------------------|----|
| 11 | 過去の大規模災害における歯科衛生活動..... | 13 |
|----|-------------------------|----|

### 別冊

|                   |    |
|-------------------|----|
| 災害時行動指針　各種様式..... | 18 |
|-------------------|----|

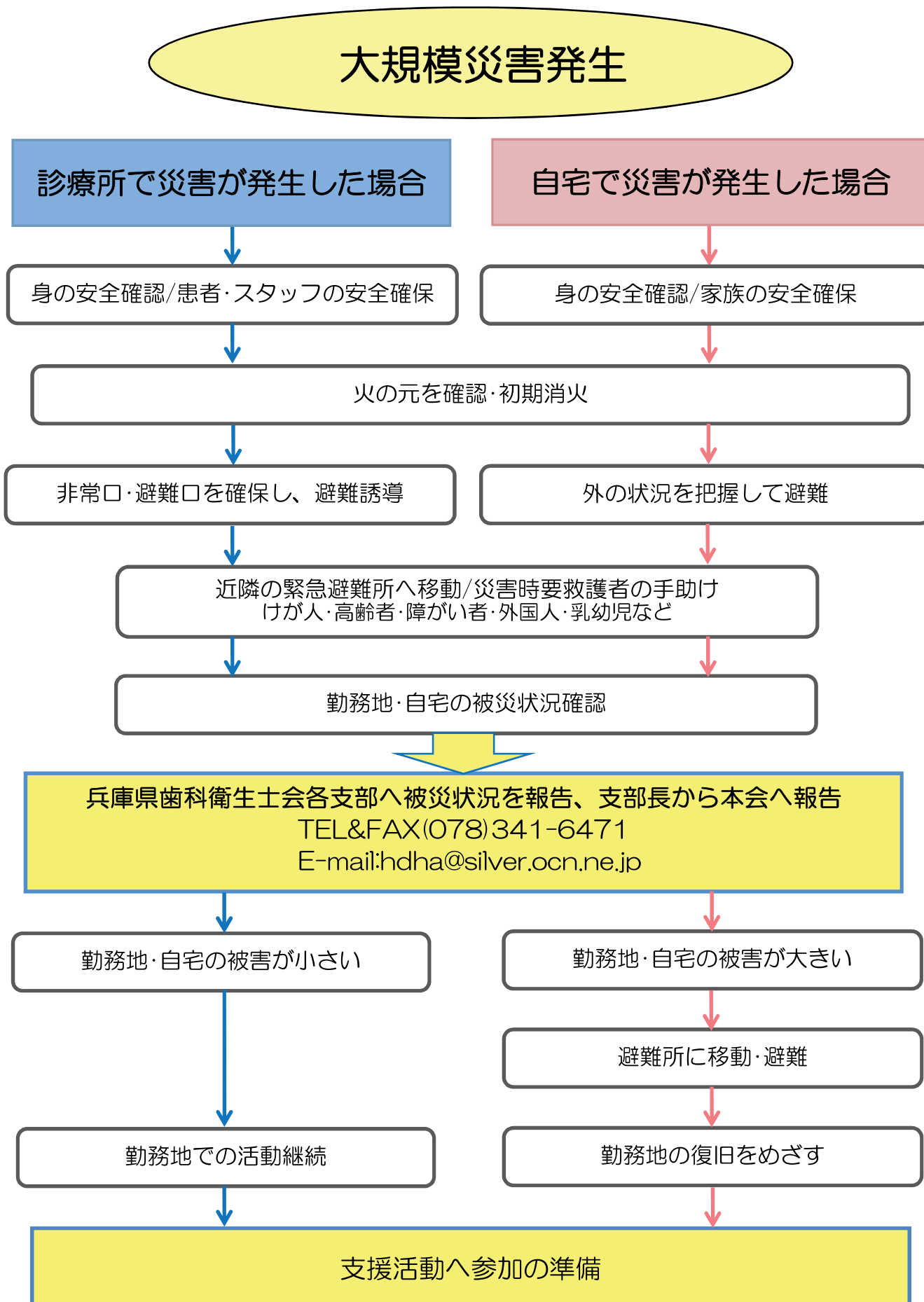


## 1 平時の心構えと役割

災害の発生を完全に予測することは不可能ですが、職能団体として災害時の被害を最小化する「減災」の考えを基本に、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、歯科衛生士一人一人が指針に即した行動が出来るように備えましょう。

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">本 会</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本会役員、支部長、副支部長、災害支援担当者、関係機関等の連絡網の整備と確認</li> <li>② 兵庫県、兵庫県歯科医師会との協議・調整</li> <li>③ 災害支援時の支援会員の旅費、宿泊料、保険、食糧費等の調整</li> <li>④ 支部との連携強化</li> <li>⑤ 発災時の安否確認の整備</li> <li>⑥ 通信機器の整備</li> <li>⑦ 定期的な情報伝達、対策本部設置及び運営、災害支援等の訓練を実施</li> <li>⑧ 災害支援歯科衛生士の募集</li> <li>⑨ 災害支援活動に必要な物品の確保と備蓄</li> <li>⑩ 災害支援活動に関する研修の実施</li> <li>⑪ 兵庫県災害時行動指針等から情報収集</li> </ul> |
| <p style="text-align: center;">支 部</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 支部長、副支部長、災害支援担当者との協議・役割分担の確認</li> <li>② 市町・地域の歯科医師会との災害時の役割についての協議・調整</li> <li>③ 支部内での災害支援の手順を確認</li> <li>④ 日本歯科衛生士会の「災害支援活動歯科衛生士実践マニュアル改訂版」及び兵庫県歯科衛生士会災害時行動指針、市町等の災害時行動マニュアルの把握</li> <li>⑤ 災害支援歯科衛生士の把握</li> <li>⑥ 支部内の連絡網の整備</li> <li>⑦ 自治体を実施する防災訓練への参加</li> </ul>  |
| <p style="text-align: center;">会 員</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 連絡網など情報伝達方法の理解と確認</li> <li>② 日本歯科衛生士会の災害支援歯科衛生士に登録（年度ごと更新）</li> <li>③ 災害支援活動に関する研修会に参加し、役割を確認</li> <li>④ 自治体を実施する防災訓練への参加</li> <li>⑤ 避難場所や経路の確認、非常持ち出し用品の準備、家族との安否確認方法の確認</li> <li>⑥ 「災害時に役立つお口のケアノート」の普及と活用</li> <li>※ 日本歯科衛生士会「歯科衛生士賠償責任保険」等への加入</li> </ul>  |

## 2 大規模災害時の安全行動（会員の行動フロー）

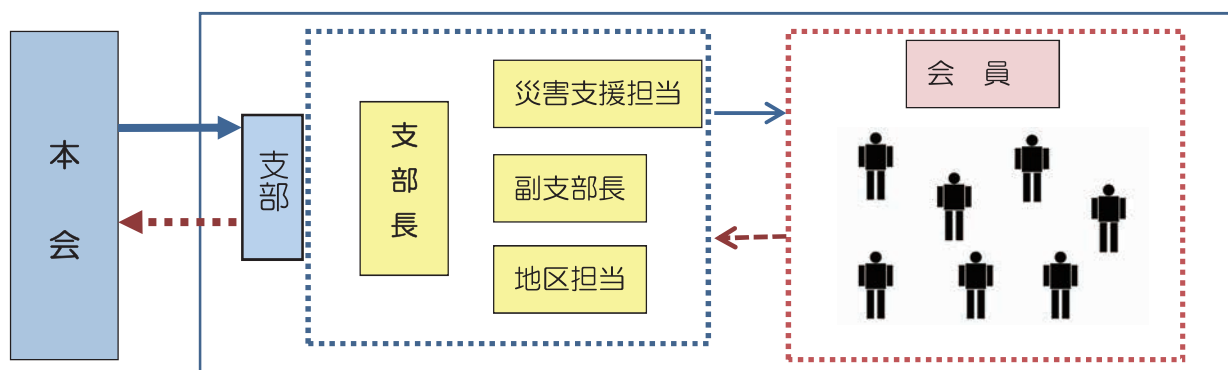


### 3 会員連絡方法の整備

平時から会員は、氏名、住所及び連絡先が変更した場合は、速やかに本会もしくは支部長に報告する。支部長は会員より連絡先等の変更があった場合は、速やかに本会に報告すること。

【歯科衛生士会員被災状況報告票：様式 1】

#### 支部連絡網体制(イメージ)



#### <会員連絡票 様式例>

| 歯 科 衛 生 士 会 員 連 絡 票 |                  |  |
|---------------------|------------------|--|
| 1                   | 会員番号             | 2 1 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○  |
| 2                   | 支部名              | ( ○ ○ ) 支部   |
| 3                   | 会員氏名             | 兵 庫 花 子  |
| 4                   | 自宅住所<br>自宅の連絡    | 兵庫県○○市○○町○○ △△番地<br>TEL(     )     -     FAX(     )     -<br>携帯<br>携帯メール |
| 5                   | 勤務先の連絡<br>施設名・住所 | TEL(     )     -     FAX(     )     -<br>○○○歯科医院     兵庫県○○市○○町○○ △△番地    |
| 6                   | その他連絡事項          |  |

## 4 災害時の連絡マイページ

|           |     |     |   |
|-----------|-----|-----|---|
| 所属支部      | (   | 支部  | ) |
| ・支部長名     | TEL | FAX |   |
| ・副支部長名    | TEL | FAX |   |
| ・災害支援担当者名 | TEL | FAX |   |

兵庫県歯科衛生士会ホームページアドレス  
(兵庫県歯科衛生士会の災害支援活動の状況)

<http://www.hyogo-dh.com/>



日本歯科衛生士会ホームページ

アドレス (災害時安否確認登録)

公益社団法人日本歯科衛生士会  
安否確認登録

名前

フリガナ

生年月日 年 月 日

所属会

元気です (出席しています)

元気です (休職しています)

休職を継続しています

他の会員の死亡が確認されました

備考  
(連絡事項)

※「他の会員の死亡が確認されました」の場合は備考欄に死亡確認した方のお名前と連絡先をご記入ください。

<http://www.jdha.or.jp>



公益社団法人日本歯科衛生士会  
災害安否確認

名前

フリガナ

所属会

[日本歯科衛生士会トップページ](#)

兵庫県防災(気象)情報 ホームページアドレス

兵庫県の気象情報や避難勧告等発令状況の確認  
<http://web.bosai.pref.hyogo.lg.jp/>



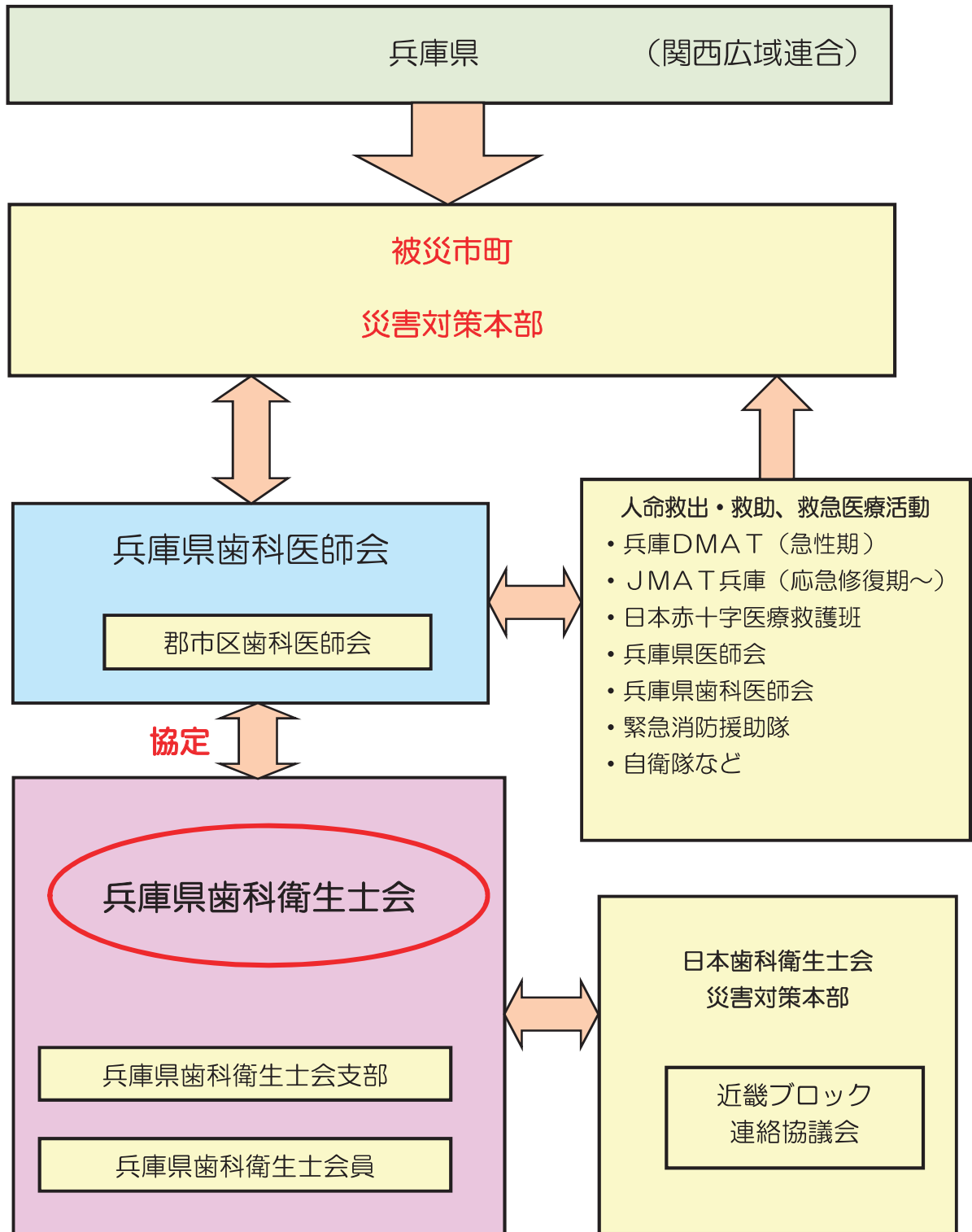
災害用伝言ダイヤル 「NTT171」→ 本会 078-341-6471  
利用方法→ 171をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって、伝言の録音・再生を行う。

## 5 大規模災害が発生

### ① 被災地支援体制の主な流れ

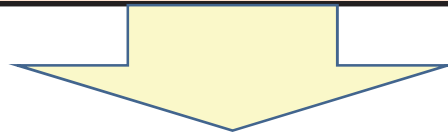
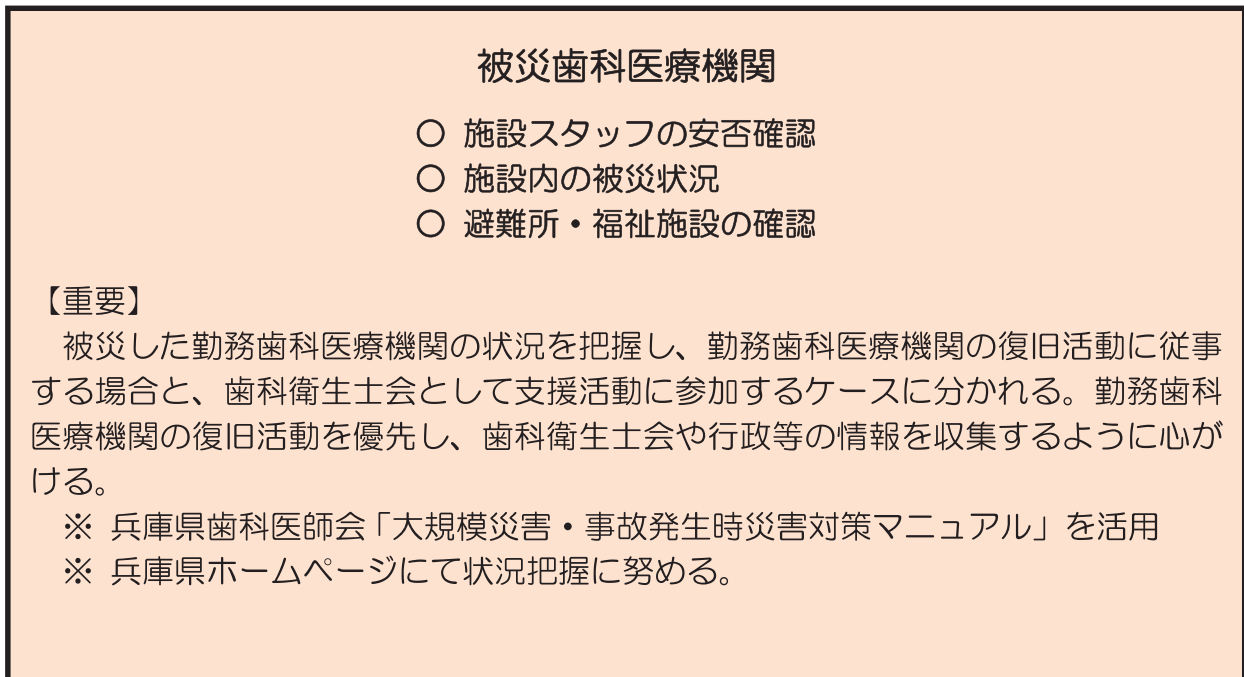
兵庫県及び兵庫県歯科医師会等からの要請により、本会からの指示を受けて活動を始めます。

<各機関対応図>



## ② 勤務歯科医療機関における被災時の対応の流れ

勤務している歯科医療機関が被災した場合、勤務先の被災状況により対応を選択する。



### 勤務歯科医療機関の復旧

#### 歯科医療機関の復帰

- ライフラインの復旧
- 施設の整備と準備
- 歯科スタッフの復帰

復 旧

#### 歯科医療機関での歯科救護活動

- 緊急歯科治療の補助
- 歯科相談
- 歯科医療機関との連携と調整

### 歯科衛生士会として支援活動に参加

#### 救護所・避難所等における歯科支援活動

- 口腔ケア物資の支援と普及啓発（ポスター掲示・リーフレット配付等）
- 救急歯科医療活動
- 避難所における巡回歯科医療活動
- 避難所における巡回歯科相談
- 施設における口腔ケアと歯科相談
- 仮設住宅における歯科相談

#### 【重要】

※ 歯科保健活動の記録及び避難所アセスメントは、日本歯科衛生士会「災害支援活動歯科衛生士実践マニュアル改訂版」を参考、様式を活用する。

連 携

## 6 災害時における歯科衛生士会の体制と流れ

非常事態の状況下で、会員として適切に行動するため、本会からの指示のもとに活動し、報告を徹底することが基本である。

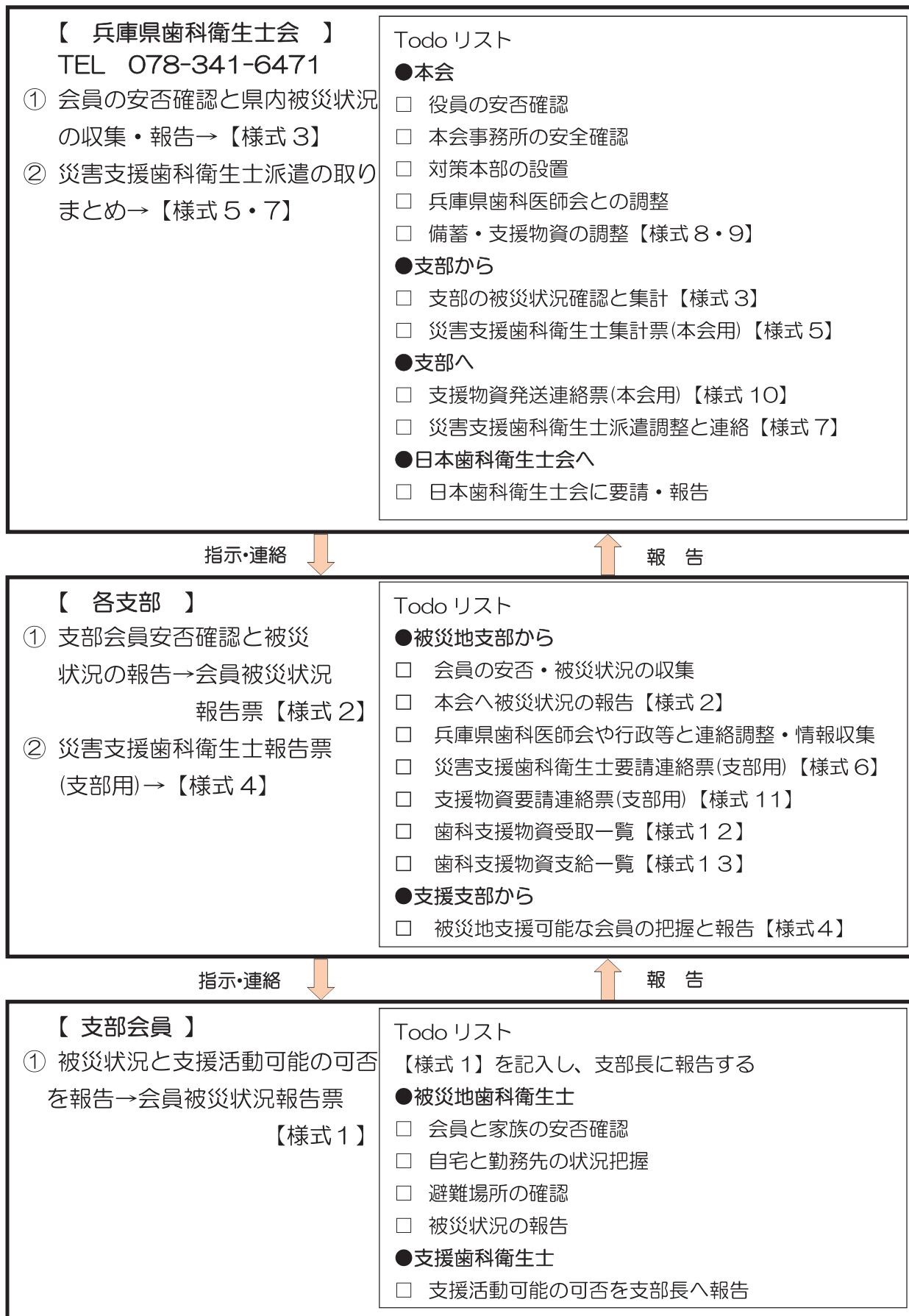
| 主な担当・役割   | 対応   |
|---|--|
| <p>災害対策本部の設置<br/>会長<br/>統括・対策本部長</p> <p>副会長</p> <p>専務理事</p> <p>災害支援歯科衛生士<br/>リーダー</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 会長は、兵庫県災害救助法に基づき、本会に対策本部を設置（本会が被災した場合、臨時の本会事務所を設置）<br/>会長は、役員・支部長・事務局に連絡し召集</li> <li>② 会長が被災した場合は、代理を立てる</li> <li>③ 被災地及び周辺支部との情報収集及び発信</li> <li>④ 各支部に会員の安否確認及び日本歯科衛生士会に被災状況、会員の安否を報告</li> <li>⑤ 兵庫県歯科医師会や行政など関係機関・団体との協議、情報収集</li> <li>⑥ 支援物資の確保と運搬指示</li> <li>⑦ 兵庫県や兵庫県歯科医師会より支援要請を確認し、以下の情報を収集する <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設名、施設住所、避難者等の年齢層や人数</li> <li>・支援ニーズ、災害支援歯科衛生士の人員と派遣期間</li> <li>・現地までの交通手段、避難所等担当責任者名</li> <li>・避難所等のライフライン状況、食料及び飲料水等の確保を確認</li> <li>・災害支援歯科衛生士の宿泊場所、必要物品の確認など</li> </ul> </li> <li>⑧ 対策本部で災害支援歯科衛生士の編成及び派遣の決定</li> <li>⑨ 被災地支援活動可能な歯科衛生士の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本歯科衛生士会より災害支援歯科衛生士の名簿を入手</li> <li>・支部長に災害支援歯科衛生士を通知及び各支部より支援に参加できる歯科衛生士の報告を受ける</li> </ul> </li> <li>⑩ 災害支援歯科衛生士に傷害保険の加入手続きを行う</li> <li>⑪ 本会が準備する物品は、支部に発送</li> <li>⑫ 派遣要請先に、派遣する災害支援歯科衛生士の氏名、派遣場所、期間をメールまたはFAXで連絡</li> <li>⑬ 対策本部は、行政からの情報により派遣期間の延長や中止、派遣人数等の増減を判断</li> <li>⑭ 広報、会計管理、会員管理、支援活動の補佐など</li> <li>⑮ 関係機関との連絡調整</li> <li>⑯ ホームページ等による情報発信</li> <li>⑰ 災害支援活動の取組みをまとめる</li> </ol> |

|   |   |
|---|---|
| <p>支部対策本部の設置<br/>支部長</p> <p>副支部長</p> <p>支部災害支援担当者</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被災状況の情報収集及び支部会員の安否確認及び整理</li> <li>② 本部への被災状況及び安否報告</li> <li>③ 本部より指示を受け、郡市区歯科医師会、市町など関係機関・団体と協議・情報収集</li> <li>④ 市町や郡市区歯科医師会より支援要請を確認し、以下の情報を収集する <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設名、施設住所、避難者等の年齢層や人数</li> <li>・支援ニーズ、支援歯科衛生士の人員と派遣期間</li> <li>・現地までの交通手段、避難所等担当責任者名</li> <li>・避難所等のライフライン状況、食料及び飲料水等の確保を確認</li> <li>・支援歯科衛生士の宿泊場所、必要物品の確認など</li> </ul> </li> <li>⑤ 被災地支部は、本部に支援内容と支援物資の状況報告</li> <li>⑥ 被災地で支援活動可能な会員の把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録された災害支援歯科衛生士名簿により、歯科衛生士に連絡</li> </ul> </li> <li>⑦ 派遣期間や順番を調整</li> <li>⑧ 所属歯科医院等に、支援依頼文書を送付</li> <li>⑨ 支援歯科衛生士に、旅費等必要経費の概算等について情報提供</li> <li>⑩ 本部に必要な支援物資の要請</li> <li>⑪ 本部が準備した物品を災害支援歯科衛生士へ発送</li> <li>⑫ 災害支援歯科衛生士の受け入れ体制の整備</li> <li>⑬ 現地支援活動の調整と引き継ぎの調整</li> <li>⑭ 本部へ災害支援活動の内容を報告</li> </ol> |
| <p>各会員</p>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被災地の会員は、自身と家族の安全確保</li> <li>② 安否及び被災状況を支部長に報告</li> <li>③ 被災地の会員は、所属機関の復旧作業</li> <li>④ 被災地での支援活動が可能な会員は、支部長に報告</li> <li>⑤ 災害支援歯科衛生士は、兵庫県歯科衛生士会災害時行動指針及び災害支援活動歯科衛生士実践マニュアル改訂版等により、支援活動を行う</li> <li>⑥ 支援歯科衛生士は支援内容等の活動を記録し、後続の災害支援歯科衛生士に引き継ぐとともに支部長に提出</li> </ol>   |



## 7 災害時の指示系統と各種報告様式

災害が発生した場合、会員は支部長に被害状況や安否を報告し、支部長は支部会員からの状況を本部に報告する。様式に従って、情報を収集し効率的に報告する。



## 8 大規模災害における受援体制

日本歯科衛生士会からの災害支援を受ける際、災害現場の状況を把握したうえで兵庫県歯科医師会と調整・連携しながら、現地のニーズに即した支援活動の体制が取れるように支援の受け入れを行う。

### 受援対応の流れ

日本歯科衛生士会

兵庫県歯科衛生士会

日本歯科衛生士会からの支援を受け、被災自治体と調整し、可能な限り被災地支援を行う。

#### ●日本歯科衛生士会及び各種団体との調整

- 被災地の情報収集を行う。
- 日本歯科衛生士会に、被災状況の連絡と支援の内容等を要請する。
- 兵庫県歯科医師会、関係機関と協議、調整する。

#### ●現地コーディネーターによる支援調整

- 被災状況確認と支援活動への調整を行う。
- 被災地への交通手段、支援物資等の準備と調整を行う。
- 支援物資の要請と受け入れ準備を行う。
- 本会災害支援歯科衛生士のリーダーを確保する。

#### ●記録と報告

- 活動記録をとる。
- 日本歯科衛生士会へ活動報告をする。

#### 【重要】現地での歯科支援活動

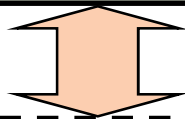
- ※ 被災市町村の応援要請を十分に把握し、現地ニーズに即した歯科保健活動を行う。
- ※ 日本歯科衛生士会からの応援歯科衛生士との連絡調整と連携を図る。
- ※ 歯科保健活動の記録及び避難所アセスメントは、日本歯科衛生士会「災害支援活動歯科衛生士実践マニュアル改訂版」を参考、様式を活用する。

## 9 県外での大規模災害への支援体制

県外への災害支援については、災害現場の状況を把握したうえで現地のニーズに即した支援要請がある。兵庫県歯科衛生士会に応援要請があった場合は、兵庫県・日本歯科衛生士会・兵庫県歯科医師会と調整し、連携しながら支援活動を行う。

### 県外被災地支援対応の流れ

日本歯科衛生士会



兵庫県歯科衛生士会

日本歯科衛生士会、又は兵庫県歯科医師会から、被災自治体への支援要請があった場合、可能な限り被災地支援を行う。

#### ●準備・調整

- 兵庫県歯科医師会、兵庫県等、関係機関と協議、調整を行う。
- 日本歯科衛生士会より被害状況を収集し、支援の内容等の把握を行う。
- 被災地への交通手段、支援物資等の準備について日本歯科衛生士会から情報収集を行う。
- 被災地支援活動可能な会員の要請を各支部長に行う。
- 支援物資の準備をする。
- 災害支援歯科衛生士のリーダーを確保する。
- 災害支援歯科衛生士は、日本歯科衛生士会「歯科衛生士賠償責任保険」等へ加入する。

#### ●現地歯科支援活動

- 被災市町村の応援要請を十分に把握し、現地ニーズに即した歯科保健活動を行う。
- 現地歯科衛生士会との連絡調整と連携を図る。
- 歯科保健活動の記録は日本歯科衛生士会「災害支援活動歯科衛生士実践マニュアル改訂版」を参考、様式を活用する。
- 被災状況や活動報告を徹底する。

#### 【重要】現地での歯科支援活動

- ※ 被災市町村の応援要請を十分に把握し、現地ニーズに即した歯科保健活動を行う。
- ※ 被災地歯科衛生士との連絡調整と連携を図る。
- ※ 歯科保健活動の記録及び避難所アセスメントは、日本歯科衛生士会「災害支援活動歯科衛生士実践マニュアル改訂版」を参考、様式を活用する。

## 10 被災地における歯科支援活動

### 救護所・救護センター・指定避難所等における歯科支援活動

被災した市町は現地医療機関だけでは対応困難とした場合、救護所を設置することになっている。また、救護所では対応できない場合、救護センターを設置する。

#### 《歯科支援》

口腔ケア物資の支援と普及啓発(ポスター掲示・リーフレット配付等)

- ・ 救急歯科医療活動
- ・ 避難所における巡回歯科医療活動
- ・ 避難所における巡回歯科相談
- ・ 施設における口腔ケアと歯科相談
- ・ 仮設住宅における歯科相談

《アセスメント・情報収集》※「災害支援活動歯科衛生士実践マニュアル改訂版」より  
避難生活者の健康維持に影響する歯科口腔保健問題を概括的に把握し、現地災害対策本部(災害公衆衛生活動の歯科分野)に伝達して、支援調整に役立てる。

- ・ 避難所等歯科口腔保健 標準アセスメント票(レベル2)  
歯科や保健医療の専門家だけでなく、避難所の運営スタッフや支援者が用いて、評価することができる。
- ・ 歯科医療・口腔ケアニーズ調査票(個別)(レベル3)  
支援者が避難所において、個別のニーズ調査を行う。
- ・ 歯科医療・口腔ケアニーズ調査票(集団)(レベル3)  
支援者が避難所・施設等において、集団で個別のニーズ調査を行う。
- ・ 歯科保健相談・口腔ケア・指導票(個別)  
歯科衛生士が避難所等において、個別に口腔ケアや相談を行う。
- ・ 歯科保健相談・口腔ケア・指導実施連名簿(集団)  
歯科衛生士が避難所・施設等において、集団を対象に歯科保健相談・口腔ケア・指導を行う。

#### 【重要】

- ※ 現地対策本部等からの指示調整に従い、救護所・避難所等の情報を得たうえで、歯科保健活動を行う。
- ※ 総括を担当する実情に詳しいコーディネーターを確保する。
- ※ 多職種との情報交換、情報伝達を引き継いで対応できる連携体制の整備が重要
- ※ 歯科保健活動の記録及び避難所アセスメントは、日本歯科衛生士会「災害支援活動歯科衛生士実践マニュアル改訂版」を参考、様式を活用する。



## 11 過去の大規模災害における歯科衛生活動

### ☆ 本県において災害対策本部が設置された大災害

平成7年1月17日 阪神・淡路大震災  
震度7 マグニチュード7.3



平成16年10月21日 豊岡市の台風23号の水害



平成21年8月9日 佐用町の水害



### ☆ 他県において災害支援を行った大災害

平成23年3月11日 東日本大震災  
震度7 マグニチュード7.9



## ☆ 本県における災害時の歯科衛生活動

### ① 感染予防対策

避難所での感染予防対策として、口腔ケア及びうがいや手洗いの徹底について、トイレや洗面所などにポスター掲示を行う。



手洗い場などに、直ぐに手洗いやうがいができるように設置しておく。  
指導ポスターの掲示も行う。



## ② 支援物資の管理と供給

支援物資を必要とされている方々に配付し、有効的に使って頂くための配慮を行う。

歯磨剤・義歯洗浄剤



イソジン液



大量の支援物資は避難所ごとに分け、必要とされている方に均等に配付できるように配慮する。また、支援物資の使用方法が分かりにくい場合は、説明ポスター等で子どもや高齢者が理解しやすい表示を行う。



### ③ 自主避難所における口腔ケア支援物資の設置例

口腔ケア用品の使用用途が誰にでも分かるように、ポスターを貼付する。



### ④ 支援物資が大量に置かれている避難所の様子

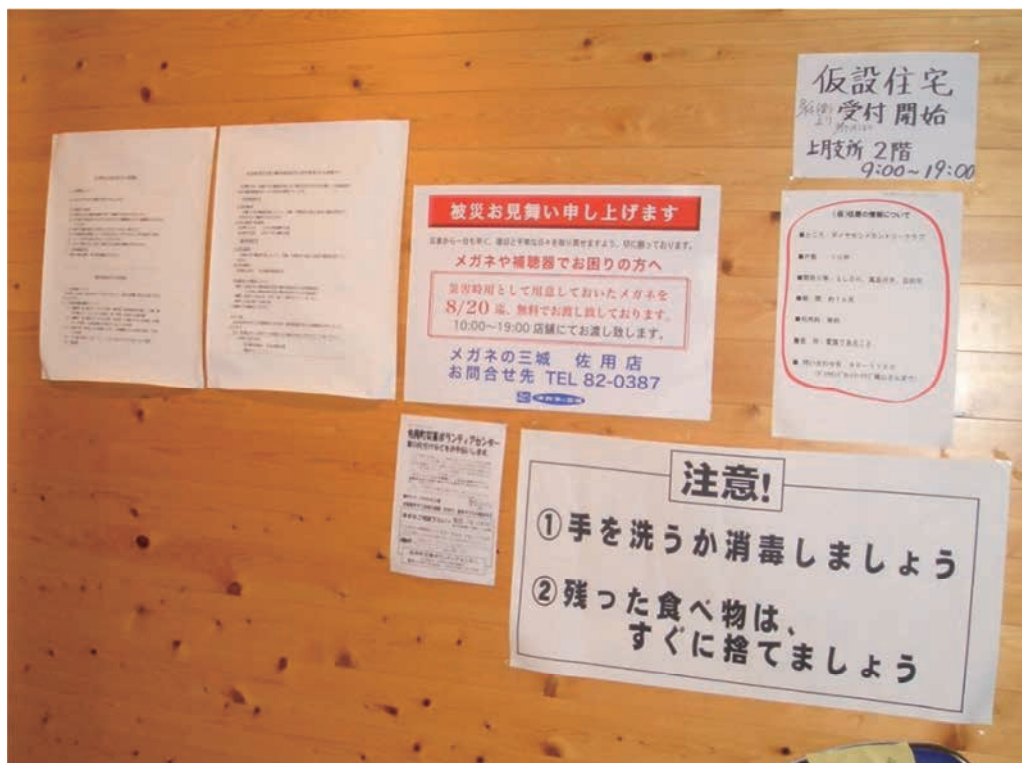
口腔ケア用品の使用用途が誰にでも分かるように、説明書を貼付する。





### ⑤ 避難所における情報提供

避難所においては、被災者が一番に集まってこられる場所です。必要な情報提供は避難所の良く目につく場所に掲示する。

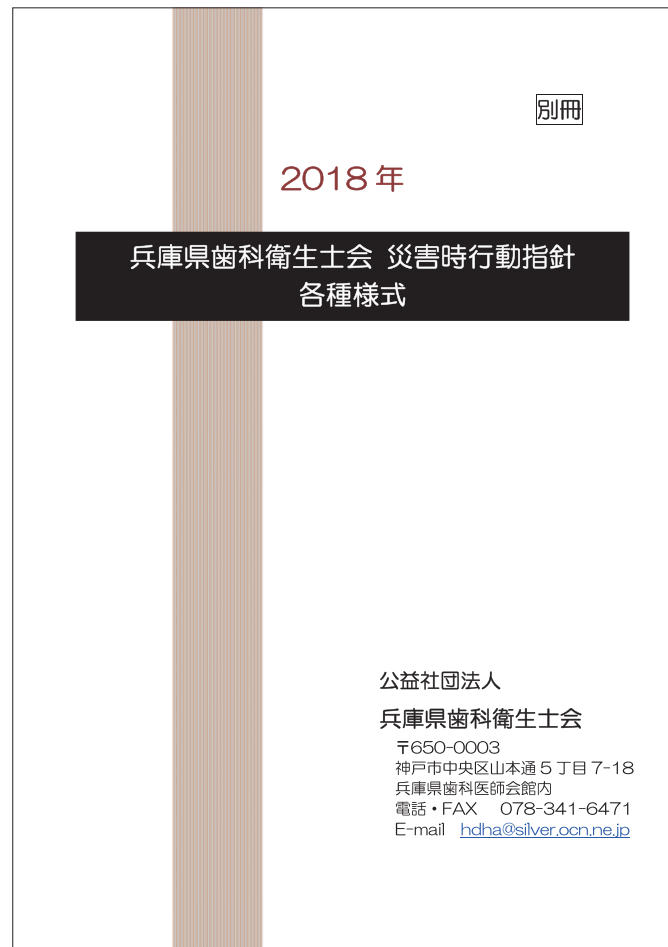


## 別冊 災害時行動指針 各種様式

災害時の連絡、報告、要請等について様式に記入し、必ず記録として残しておくことが必要です。各種様式は兵庫県歯科衛生士会ホームページから検索し、PC で使用することも可能です。

「歯科衛生士会員連絡票」「会員被災状況報告書」のみダウンロードできます。

- 歯科衛生士会員連絡票
- 様式 1～13（災害時行動指針 各種様式）



### - 参考資料 -

日本歯科衛生士会：災害支援活動歯科衛生士実践マニュアル改訂版(平成27年12月1日作成)

兵庫県：災害時歯科保健活動指針改訂版(平成26年3月作成)

兵庫県歯科医師会：大規模災害時・事故発生時災害対策マニュアル

日本災害時公衆衛生歯科学研究会：災害時の歯科保健医療対策～連携と標準化に向けて～

## 歯科衛生士憲章

1. 私たちは国民の歯科衛生を担う者として誇りと責任をもって、社会に貢献する
1. 私たちは常に地域住民の立場を理解し誠実に業務を遂行する
1. 私たちは社会の信頼に応えるよう常に人格の形成、知識及び技術の向上に努める
1. 私たちは関係諸法令を遵守し歯科保健医療の向上に寄与する
1. 私たちは常に歯科衛生士業務発展のため相互の融和と団結に努める

### 兵庫県歯科衛生士会地域歯科保健委員会

| 平成 27～28 年度委員 |        | 平成 29 年度委員 |        |
|---------------|--------|------------|--------|
| 役 職           | 氏 名    | 役 職        | 氏 名    |
| 担当副会長         | 岩崎 小百合 | 担当副会長      | 岩崎 小百合 |
| 理事            | 小前 みどり | 理事         | 江尻 真美  |
| 委員長           | 岡田 浩美  | 委員長        | 山内 千代  |
| 委員            | 宇城 千恵美 | 委員         | 森田 好美  |
|               | 有田 大絵子 |            | 広場 昭美  |
|               | 高墳 暢子  |            |        |

監修：兵庫県歯科衛生士会監事 上田 和美  
(日本歯科衛生士会副会長)

### 兵庫県歯科衛生士会 災害時行動指針 平成 30 年 4 月 1 日発行

公益社団法人 兵庫県歯科衛生士会  
〒650-0003 神戸市中央区山本通 5 丁目 7-18  
兵庫県歯科医師会館内  
電話・FAX 078-341-6471  
E-mail hdha@silver.ocn.ne.jp